

議案第91号

北播磨清掃事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、平成31年3月31日付けで加東市が北播磨清掃事務組合を脱退することに伴い、同条第2項の規定により、北播磨清掃事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月3日

西脇市長 片山象三

北播磨清掃事務組合規約の一部を改正する規約

北播磨清掃事務組合規約（昭和49年西脇市滝野町黒田庄町清掃事務組合規約第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、加東市」を削る。

第3条中「（加東市については、旧滝野町の区域に係るものに限る。）」を削る。

第5条中「西脇市 4人
加東市 1人」を「西脇市 5人」に改める。

第10条第1項中「3人」を「2人」に改める。

別表備考中「（加東市については、旧滝野町の区域の人口）」を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。